

# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
1	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	1
4	市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し	3
2	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	5
15	脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援	8
20	と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し	15
12	都道府県献血推進計画の策定義務の廃止	19
11	へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和	21
38	医師法等に基づく届出のオンライン化	23
8	基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し	27
3	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	29
19	感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直し	32

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。

当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるということであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。

(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】  
児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)

【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第2項、附則第2項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長野県、大阪府

—

各府省からの第 1 次回答

御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和5年3月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和3年4月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第1次回答

管理番号

158

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し

## 提案団体

兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市

## 制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。

## 【支障】

第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。

アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。

手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村が地域の実情に応じて「量の見込み」の算出方法を選択することができるようになることで、計画策定や見直しに伴う市町村の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条  
 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)  
 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成 26 年 1 月 20 日内閣府通知)  
 「第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成 31 年 4 月 23 日内閣府通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、宮崎県、全国町村会

○地域の実情に応じて算出方法を選択することができれば、計画策定や見直しに伴う業務量軽減につながることを期待される。

○提案提案同様、子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きに則り、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を実施しているが、一定のニーズを把握できる反面、「幼児教育・保育」の「量の見込み」に関しては、現状の実績を踏まえた見込みと大きく乖離し、数値として使用できないなど労力とコストを要するわりには、活用できる分が少ないなどの影響が出ている。よって、提案市同様、利用希望把握調査でなく、ヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」が可能となるなど、自治体の状況に応じた算出方法も可能としていただきたい。

○当市でもアンケート調査の結果と実際の支給認定に乖離があり、アンケートでは現実的な量の見込みを算定することができないため算定方法を選択制としてほしい。

○当市においても量の見込み算出に当たっては、保護者の意向調査や人口推移の見込みなどを算出しているが、職員の事務作業に加えて委託費などの経費もかかってきており、多大なコストがかかっている。

○計画策定や見直しに伴う市町村の負担の軽減や行政の効率化につながるよう、算出方法の見直しを求める。

○第二期子ども・子育て支援事業計画策定時、国の指針に基づきアンケート調査を行い「量の見込み」を算出したが、実態との乖離が大きく、そのまま計画上の「量の見込み」とすることができない項目が多かった。そのため、各事業の過去5年間の利用実績をもとに算定し直す結果となった。アンケート調査対象は子育て中の保護者 2,000 人、約 40 項目あり、コンサル会社は入れず、すべて職員で集計をしたため相当の時間を要した。第3期計画においても同様のアンケートを行なった場合、同様の結果が予測される。担当としては、各事業の実績値等をもとに「量の見込み」を算定する方法が一番現実的と感じるが、潜在的ニーズを探る必要もあることから、国の基本指針や手引き(アンケート内容及び算出方法)の見直しも検討していただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答

市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところであり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も含め市町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等を踏まえて検討していくものと考えている。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当の支給資格要件の明確化

提案団体

富田林市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行制度では、「父母が婚姻を解消した場合」には児童扶養手当が支給することとされているが、離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることを明確化することを求める。

具体的には、例えば、離婚調停中であっても既に長期にわたり別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等において明確にすることを求める。

具体的な支障事例

当市では、児童扶養手当法に則り、その支給資格について、相談段階からパンフレット等を用いて相談者にわかりやすく説明を行っている。その中で、離婚を希望しているものの配偶者が離婚に応じないため、まずは住民票を異動し、子どもとの生活を送っている(別居状態にある)が、誰からの援助もなく経済的に苦しいとの相談があった(相談者によると新型コロナウイルスの影響もあり調停が進まない状況にあるとのことであり、正式に婚姻が解消されるまで児童扶養手当の支給対象とすることができないということになると深刻な困窮状態に陥るものと考えられる。)

当市としては、児童扶養手当の支給対象とすることができないか検討を行ったが、事情を伺うと現在は離婚調停中とのことであり、「父母が婚姻を解消した場合」には当たらない。そこで、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当しないか検討を試みたものの、現行の「遺棄」の認定基準に係る通知(「児童扶養手当遺棄の認定基準について」)では、離婚調停中の者についての取扱いが明らかにされておらず、認定に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることが明確になれば、かかる場合についても児童扶養手当の支給要件を満たすものとして認定がしやすくなり、適切に支援を行うことができるようになる。

また、児童扶養手当の要件を満たすことが明確になることで、その他の関連制度(ひとり親医療、ひとり親の就労支援等)も利用できるようになるため、様々な理由から離婚が成立しない方の不利益が軽減され、生活の負担軽減にも繋がる。

根拠法令等

児童扶養手当法第4条

児童扶養手当法施行令第1条の2

「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭和 55 年 6 月 20 日付厚生省児童家庭局企画課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

入間市、千葉市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊田市、京都府、京都市、茨木市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、小林市

○離婚調停や裁判中で、事実上ひとり親状態である者について、要件を明確化したうえで受給対象にすることができれば、各種ひとり親家庭向け支援を受けることができるようになり、対象家庭の生活の安定につながるものと期待されます。ただし、遺棄の判断基準の中では「子の安否を気遣う連絡がある場合には遺棄に該当しない」とされており、こうした判断基準との整合性が取れなくなる可能性もあることから、遺棄での認定と、離婚調停中等の事実上のひとり親の認定には、明確な線引きが必要と考えます。

○当市においても、離婚調停中であり実態がひとり親である場合において、児童扶養手当の支給対象とならず、また、その他関連制度（ひとり親医療、ひとり親支援制度）も受けることができないことで、生活の負担が大きく、相談を受けることが多い。調停が長引く場合もあり、深刻な困窮状態に陥る方の支援を検討すべきと考える。しかし、離婚調停中である対象者をひとり親とみなし、児童扶養手当の支給を認定するのであれば、明確な基準（必要書類等）設定が必要であり、また、同タイミングで児童手当等の受給者切替も案内することになるので、両制度を合わせた取扱いを明らかにする必要がある。

○配偶者がなかなか離婚に応じないため、実態はひとり親にも関わらず、児童扶養手当やその他の関連制度の対象とならないケースがあり、基準が明確化されれば、様々な理由により離婚が成立しない方の不利益が軽減される。

○当市でも調停が長く続き、なかなか離婚が成立せず児童扶養手当を申請できない事例が発生している。調停が 1 年以上続く場合なども認定ができるよう明確化していただきたい。

○離婚調停中であっても、遺棄に該当する状況であれば認定できるものという認識ではあるが、明確化することでより案内が容易になるものと考えます。

○離婚調停中の方の中には、生計の援助が全くないにも関わらず、相手方が税法上の扶養から外すことに同意しない等のケースもあり、実態はひとり親と変わらず真に支援が必要な方には、児童扶養手当を支給できるようにすべきと考えます。

○遺棄についての相談があった際には、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」と別添 1 のフロー図を参考にしているが、様々なケースがあるため、自治体では判断に苦慮することもある。離婚調停中であつたとしても、どのような場合に遺棄に該当する可能性があるのか等明確化してもらえれば、遺棄認定にあつての判断材料が増え、窓口での相談対応がしやすくなると考える。

○当市でも同様な相談内容はあるが、離婚が成立していないため申請を断念している事例がある。

○当市においても、別居済みで生活費も受け取れていない離婚調停中の方から、手当を受給できないかとの問い合わせが入ることがある。

各府省からの第 1 次回答

児童扶養手当制度は、死別母子世帯を対象としていた母子福祉年金の補完的的制度として発足したものであり、その後の離婚の急増と手当受給者の増等も踏まえた改正を経て、現在の児童扶養手当は、福祉制度として、子育てと生計を一人で担い、また、不安定な就労条件に置かれていることが多いひとり親家庭の児童に着目し、当該児童に手当を支給することによって、ひとり親家庭の稼働能力の低下を補うための制度として実施しているものである。

こうした考え方に基づき、児童扶養手当制度においては、離婚調停中など、民法上の婚姻が解消されていない場合には、民法第 752 条の規定に基づく、同居、協力及び扶助の義務が適用となることから、原則として手当は支給しないこととしている一方、個々の家庭の実態も踏まえ、父又は母と生計を同じくしていない児童を幅広く捉えた上で手当の支給対象としており、父又は母が引き続き一年以上遺棄している児童や、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による命令（保護命令）を受けた児童等についても手当を支給している。

なお、父又は母が児童を遺棄しているか否かの認定基準としては、昭和 55 年 6 月 20 日付け厚生省児童家庭局企画課長通知により、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合としており、具体的には、

・ 別居の場合でも、仕送り、定期的な訪問、手紙、電話等による連絡があれば監護しているものと考えられること、  
・ 父又は母の居住が、警察、親類等を通じて捜索したにもかかわらず発見できず不明である場合には、他

の要件を満たす限り通常遺棄に該当すると考えられること

・ 父又は母の居住が判明している場合であっても、母又は父が子連れ出して家出した場合であって、父又は母の酒乱、暴力行為、異性関係、犯罪行為、借金、ギャンブル狂等のため、父又は母の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、父又は母に離婚の意思(将来意思を含む。)がある場合には、他の要件を満たす限り遺棄に該当すると考えられること

として示しているところであり、離婚調停中であって、当該認定基準に該当する場合には、児童扶養手当の受給資格を認め、適切に手当が支給されるよう、改めて当該認定基準について周知徹底することを含めて検討してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 環境省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充

## 提案団体

茅ヶ崎市

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

- ・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等
- ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示
- ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定

## 具体的な支障事例

当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

温室効果ガス算定・推計にかかる職員の負担・業務効率化につながり、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できる。国の温室効果ガス削減の考え方を削減目標を設定する際に考慮することができ、住民などに説明がしやすくなる。

## 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、岩見沢市、苫小牧市、盛岡市、八王子市、平塚市、魚沼市、長野県、中野市、草津市、八幡市、出雲市、宇和島市、大牟田市、佐賀市、宮崎市、延岡市、鹿児島市

○当市においても、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の

算定及び、中長期目標の数値設定について、実質職員のみでの算出は不可能であった。このため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した。受託者には、温室効果ガス排出量算定システムの構築を依頼し、計画改定後は毎年度、排出量推計を市職員が自ら行えるようにしている。ただし、排出量算定方法は、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおよその値となっている。本提案のとおり、求める措置の具体的な内容がなされれば、算定業務に従事している職員の負担軽減は大いに認められ、脱炭素化社会の実現に向けた数値根拠もこれまで以上に信憑性のあるものとなる。

○温室効果ガスの排出量の推計は、統計資料に基づいて計算されるが、都道府県単位で提供されるデータは、人口で按分するなどして計算するため、実態に即しているとは言えず、このような方法で算出している限り、市単位の排出量の推計は意味がない。

○本市では、地域の実情を踏まえた計画の策定が必要であると考えており、現在、令和3年度末の改定に向けて作業を進めている。一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要な状況である。改定作業を進めるにあたり、各省庁からの的確・迅速な情報提供が必要なため、温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示していただきたい。

○当県では、毎年県内における温室効果ガス排出量を算定しているが、地方公共団体実行計画については、精度の高い温室効果ガス排出量を把握することが困難であることから、容易に算出ができるような計算システムがあると望ましいと考える。各都道府県において、独自に温室効果ガス排出量を算出していると思われるが、計算システムがあれば、統一的な算出方法により、値を算出できるかと思う。また、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、さらに多岐に渡り、かつ専門的な知識が必要になることが想定されることから、当市としても、専門知識をもった人材の派遣、対策によるCO2削減量(あるいは森林吸収量)の具体的な数値、国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定をぜひお願いしたい。

○温室効果ガス排出量の算定について、自治体によって算定方法が異なり、単純に比較ができない。多くの自治体が国の統計を用いて温室効果ガス排出量を算定しているが、統計の公表後の算定となるため、算定までにタイムラグがあり、スピード感をもって施策に反映させることが難しい。

○地方公共団体実行計画について、事務事業編を策定することで手一杯で、その先の区域施策編の策定までは追いつかない。国及び都道府県の主導による区域施策編の策定をすることで、広域的な対策も含めた項目も策定でき、効率的な計画となる。

○本市では、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)Ver1.1」(令和3年3月)に基づき、脱炭素に向けた取り組みを進めているが、その根拠となる「正確な温室効果ガス排出量」の算定・推計に難儀している。現状のままでは各市町村が各々に推定した温室効果ガス排出量に対する脱炭素シナリオを策定する事となり、シナリオ通りに進んだとしても脱炭素が達成できたと言えるのか疑問が残る状態である。国で、「正確な温室効果ガス排出量の算定」に関する統一的な見解・手法を定めるべきではないか。

○「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)Ver.1.1」(令和3年3月)では、部門別、排出源別に推計手法が示されているが、各都道府県・市町村が取得可能なデータ及び統計資料により、どの手法を選択するか決めることになっており、自治体毎に温室効果ガス排出量等の推計値の精度に差が生じる。また、すでに議論されている電気事業者のデータ等、事業者からのデータの提供可能範囲が変更されたことに伴う推計方法の変更による過年度との比較に不都合が生じることがある。

○電力・ガス小売完全自由化以降、市町村単位の電力購入量の把握が困難となっている。

○提案のように、環境省マニュアルは内容が専門的で職員では対応できないため、本市では温室効果ガスの算定を業務委託で対応しており、財政負担が生じている。

○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

令和3年6月に決定した「地域脱炭素ロードマップ」において、地方自治体の地球温暖化対策に対する人材支援、技術的支援等が盛り込まれたところであり、実現に向けた具体的な検討を進めていく。なお、現在、環境省では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算における「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」において、地方自治体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援しているところ。

また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定のための技術的助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を策定、周知している。「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年6月公布)の施行、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等を踏まえ、本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく。

さらに、地方自治体における現状把握や計画策定に役立てていただくツールとして、統計データ等を活用しつつ、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO2排出量や再エネの導入量などを示した「自治体排出量カル

テ」を策定・公表している。

環境省としては、引き続き、自治体排出量カルテを含め、地方自治体の温室効果ガスの排出状況の把握等に役立つ情報基盤の整備を進め、広く周知を図っていくとともに、計画策定や人材育成に対する支援を行うことにより、実行計画の策定に係る地方自治体の負担軽減を図っていく。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすること等の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

- ・都道府県単位での計画の策定のみとする
- ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等

具体的な支障事例

当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業分野などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体にとって過大な負担となる。

気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市で影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないことから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。

気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果を評価することが困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

気候変動影響評価について、国や県で行う結果と重複するため自治体単独で実施する意義は乏しい。そのため、気候変動適応計画については、都道府県単位で策定することにより、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

単独で策定する場合には、技術的な助言や専門知識のある人材の派遣等があることで、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

根拠法令等

気候変動適応法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、八王子市、平塚市、魚沼市、宇和島市、佐賀市、宮崎市、延岡市

○一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要である。

○提案事例のとおり、市町村が個別に影響評価や影響予測をすることは困難であり、当市では県のデータ等を活用している。気候変動対策を住民に近い基礎自治体が担うことは、ニーズ把握や声を聞きやすく、住民と連携

した取り組みの検討も有効であると考えられるが、自治体別に解決を図ることは困難な問題であり、広域的な連携で対策を行うことが必要と考えられる。都道府県等が主導して、連携地域を創設することや一体的な対策を行うなどの事業化が必要と考える。

#### 各府省からの第1次回答

気候変動適応に関係する防災分野や健康分野、農業分野等の施策において、市町村は気候変動影響が顕在化する現場において適時適切な適応策を実施する上で重要な役割を担っていると考えられるため、都道府県だけでなく、市町村も計画策定主体として位置づけられている。今回のご指摘を踏まえ、市町村が計画を策定することにした場合における負担をできるだけ軽減し、また業務効率化を図るため、環境省として以下の支援をしてみたい。

○地域気候変動適応計画策定マニュアル(計画のひな形を含む。)について、市町村の負担軽減・業務効率化の観点も踏まえ、令和4年度中に改訂を行う。

○国立環境研究所による専門家派遣について、対面のみならずオンラインでの対応も可能となるようにする。なお、令和2年度実績は以下のとおり。

・講師派遣(滋賀県、茨城県、富山県、愛媛県、福岡県、白井市、印西市、栃木県等)

・検討委員派遣(北海道、新潟県、栃木県、茨城県、神奈川県、富山県、滋賀県、愛媛県、福岡県、長崎県、川崎市、船橋市、八千代市、千代田区、葛飾区等)

・地域気候変動適応センターとの意見交換会(計25センターと実施。)

○地方環境事務所による都道府県、市町村関係者に対する情報交換、優良事例の紹介について、引き続き積極的に実施していく。

市町村が、知見や体制の不足などにより単独で計画を策定することが困難となる場合、複数の市町村や都道府県と共同して地域計画を策定することが可能となっている。また、例えば防災分野、健康分野、農業分野など市町村として優先的に適応策を実施する必要がある分野に特化した適応計画を策定することが可能である。さらに、関連する計画に、市町村の状況に応じた気候変動適応施策が盛り込まれている場合には、当該計画の一部を地域気候変動適応計画として位置付けるといった対応も可能である。これらのことを、上記地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂版においても強調するとともに、広域協議会や自治体向け研修などの機会ですっかりと周知徹底していきたい。

(参考)気候変動適応法(抄)

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 環境省 第1次回答

管理番号	219	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	06_環境・衛生
------	-----	------	--------------	------	----------

## 提案事項(事項名)

環境分野における各種計画策定の統廃合

## 提案団体

鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。

## 具体的な支障事例

当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。

当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。

また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

環境分野、特に脱炭素型の持続可能な社会づくりにあたっては、個別課題ごとではなく、「緩和策」と「適応策」の両面から、総合的な対策を講じることが有効であり、実施に当たってはまとまりのある計画を策定することが求められる。

この点については、現行でも自治体の判断で複数の計画を一体的に定めることが可能とされているが、法律ごとに計画策定を求められれば、個別に策定することに自治体職員の意識も向き、また、住民も個別に策定することを当然に期待すると考えられる。

そのため、自治体職員の意識改革を図るとともに、住民への効果的な施策の周知を行う上でも、法律レベルでの統合が必要である。

また、類似する複数の計画を一体的に定めることで、事務的な負担が軽減するという副次的な効果も期待できる。

## 根拠法令等

気候変動適応法第12条

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項  
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市

—

各府省からの第1次回答

地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等の各種計画を策定する場合など、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであり、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

102

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化

提案団体

秋田県、青森県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。

例えば、と畜場法第10条に規定される作業衛生責任者など、と畜検査員以外の一定の知見を有する者が内臓や枝肉等の異常の確認を行った場合には、と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できるようにすること。

具体的な支障事例

と畜場法第14条に規定される、と畜検査に従事すると畜検査員については、都道府県及び保健所設置市の職員である獣医師でなければならないこととされている(同法第19条)。

当県では、これまで、獣医師の待遇改善や奨学金制度の導入により毎年1人程度の獣医師を採用できていた。しかし、獣医系大学の県出身学生の減少、他県との競合等により、ここ数年は採用できておらず、また大量採用した世代が定年退職を迎えていることもあり、慢性的な獣医師不足に陥っている。

当県所管のと畜場は1施設であるが、1日約500頭のと畜検査を行っており、各種検査の実施のため12名の獣医師の配置が最低限必要であるところ、令和2年度の配置は10名であり、これを下回っているため、出張や会議、研修、休暇等、他の業務等への対応が日常的に困難な状況となっている。

当該と畜場において作業衛生責任者は現在6人配置されているが、作業衛生責任者は獣医師に比較し確保しやすく、検査に必要な知見を一定程度有しているため、と畜検査員がと畜場内で行っていると畜検査の一部(内臓検査、枝肉検査)について、作業衛生責任者において異常の確認を行い、異常があった場合にと畜検査員に報告する等、検査の簡略化が可能になれば、獣医師不足が深刻化する自治体のと畜検査が円滑化する。

なお、食鳥処理法では、獣医師である食鳥検査員が行う食鳥検査について、食鳥処理衛生管理者において異常を確認し、検査を簡略化できる規定がある(同法第15条)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

獣医師職員が不足している中において、と畜検査員不足による検査等体制確保に係る懸念を緩和することができる。

根拠法令等

と畜場法第14条及び第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○当県のと畜検査頭数は、年間100万頭を超えている。

しかし、当県の公務員獣医師数は年々減少し、平成20年度と比較して、令和3年度は36名減少している。

また、と畜場の衛生管理については、と畜検査員による外部検証が新たな業務として加わる等、今後も獣医師の不足が継続することが予測される。

当県のと畜検査員は、従前から1人当たりの検査頭数が多い状況が続いており、と畜検査員の高齢化も相まって、職員の疲労感は計り知れないため、検査員の負担が軽減されることを望むものである。

#### 各府省からの第1次回答

と畜検査は、獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、各検査は、いずれも獣医学の専門知識をもった獣医師が望診、触診、解剖等により行う。近年のとさつ頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による検査の実施を取り巻く状況に大きな変化は生じていない。

また、獣医師国家試験合格者は毎年1,000名程度と横ばいで、獣医師の供給状況が急に悪化した状況は認められない。

従って、と畜場の作業衛生責任者にとたい等の異常の有無の確認を行わせることによりと畜検査を簡略化させる明確な必要性は生じていないと認識している。

米国及びEUでは、牛及び豚の検査にと畜場の従業員が補助できる規定を置いておらず、輸出協議において我が国のと畜検査制度が輸出先国の制度と同等であることの確認が行われていることにも留意する必要がある。

食鳥検査とと畜検査はいずれも獣医師である検査員が行うこととしているが、食鳥検査については、食鳥のとたいが小さく、とたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認でき、異常の有無の判断が比較的容易であることや、食用不適となる病変があれば一羽全体などの廃棄により病変部位の排除が容易である等の食鳥処理の特徴を踏まえ、食鳥処理衛生管理者による、とたいの色、形、大きさ、もろさなどの大まかな確認で、異常のある個体を排除することを可能としている。

なお、この確認により、と殺後検査が一部簡略される場合であっても、最終的な検査及びその結果の判断は獣医師である検査員が行うため、食鳥肉の安全性は確保される。

一方、牛や豚は、

- ①食鳥と比べて高齢で後天的要素の影響を受けやすく、様々な飼養管理下で育てられた動物が搬入されるため、疾病や異常の出現が個体ごとに様々であり、
- ②ある部位の疾病や異常から、他の部位への波及を想定して検査する必要があるが、とたいが大きく内臓、枝肉等の状況を一度に確認することが困難であり、
- ③食用不適となる病変があれば、当該病変部位を除去して廃棄し、その他は食用とするのが一般的であるため、当該病変部位の範囲の判断が必要となる

こと等から、獣医師が専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して個体ごとの詳細な確認を行った上で、必要に応じて精密な検査を行う必要があり、食鳥検査と同様の仕組みを制度化することは難しいと考えている。(別紙あり)

別紙 管理番号 102「と畜場法第 14 条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化」回答

と畜検査は、獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、各検査は、いずれも生理学、解剖学、病理学、微生物学等獣医学の専門知識をもった獣医師が望診、触診、解剖等により行う。近年のとさつ頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による検査の実施を取り巻く状況に大きな変化は生じていない。

また、農林水産省のデータによると、獣医師国家試験合格者は毎年 1,000 名程度で横ばいとなっており、獣医師の供給状況についても、急に悪化した状況は認められない。

従って、と畜場の作業衛生責任者とたい等の異常の有無の確認を行わせることによりと畜検査を簡略化させる明確な必要性は生じていないと認識している。

他国の制度をみると、米国及び EU では、牛及び豚の検査にと畜場の従業員が補助できる規定を置いていない。国際貿易においては、衛生当局は輸出食肉に対する公的な保証を提供する必要があり、輸出協議において我が国のと畜検査制度が輸出先国の制度と同等であることの確認が行われていることにも留意する必要がある。

食鳥検査とと畜検査はいずれも獣医師である検査員が行うこととしているが、食鳥検査のうち、と殺後の検査については、検査員の監督のもと、食鳥処理場の従業員である食鳥処理衛生管理者に食鳥とたいの状況について視覚や触覚等を用いて異常の有無を確認させることで、食鳥検査のうち、食鳥とたいの状況についての望診及び触診の一部を簡略化することを可能としている。

これは、食鳥については、

- ①牛や豚と比べて若齢であることや同一の飼養管理の下、飼育された鶏群（ロット）が搬入されることにより、疾病や異常の出現が複雑でなく、
- ②疾病等が出現しても、とたいが小さいため、検査が必要となるとたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認でき、異常の有無の判断が比較的容易であり、
- ③食用不適となる病変があれば、一羽全体などの単位で廃棄するのが一般的であるため、当該病変部位を容易に排除することが可能であることや、
- ④食鳥処理は一度の処理羽数が多い

こと等から、食鳥処理衛生管理者による、とたいの色、形、大きさ、もろさなどの大まかな確認で、異常のある個体を排除することを可能としたものである。

なお、上述の食鳥処理衛生管理者の行為は食鳥法処理法第 15 条に基づく確認であって、この確認により、と殺後検査が一部簡略される場合であっても、最終的な検査及びその結果の判断は獣医師である検査員が行うため、食鳥肉の安全性は確保される。

一方、牛や豚は、

- ①食鳥と比べて高齢で後天的要素の影響を受けやすいほか、様々な飼養管理下で育てられ

た動物が搬入されるため、疾病や異常の出現が個体ごとに様々であり、

- ②ある部位の疾病や異常から、他の部位への波及を想定して検査する必要があるが、とたいが大きいことから内臓、枝肉等の状況を一度に確認することが困難であり、
- ③食用不適となる病変があれば、当該病変部位を除去して廃棄し、その他は食用とするのが一般的であるため、当該病変部位の範囲の判断が必要となる

こと等から、獣医師が専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して個体ごとの詳細な確認を行った上で、必要に応じて精密な検査を行う必要があり、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化することは難しいと考えている。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止

具体的な支障事例

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下「法」という。)第10条第5項の規定に基づき、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を定めているが、厚生労働省でも法第10条第1項の規定に基づき、献血推進計画(以下「国計画」という。)を定めている。

また、採血事業者は、各都道府県の意見を聴き、法第11条第1項の規定に基づき、献血受入計画(以下「受入計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けている。

県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。

これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という。)は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。

県計画を策定しない場合でも、法第11条第7項には、「都道府県及び市町村は、国計画に基づき、受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。」とあるため、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等に関する取組に関しては、法及び国計画に従い、これまでと変わりなく実施すべきであると考えられる。

現状では、国計画に記載されている全国的なキャンペーン等の実施などは、厚生労働省から都道府県あて通知があり、この通知に基づき県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等に協力を求め、啓発等を実施している。県独自で取り組む事業は、予算編成時に事業計画を立て、予算を獲得し実施している。さらに、災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで供給体制を定めている。また、当県においては、「県行政組織規則」において本法に関することが薬務課の業務となっており、当県長期総合計画や当県保健医療計画において、献血に関して計画を立てている。

県計画を策定しない場合でも、県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合は開催し、県内市町村や採血事業者である県血液センターとは常に密に連携を取り、市町村担当者会議も開催(血液センターも参加)するため、計画策定を廃止しても現状と変わらず、普及啓発等が可能である。

以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に係る事務・人役が減り、行政の効率化につながる。

根拠法令等

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、長野県、高知県、鹿児島県、沖縄県

〇県計画は形式的なものとなっており、代替策が講じられるのであれば、県計画は必ずしも必要ではないと考える。

各府省からの第1次回答

医療に必要不可欠な血液製剤については、有効期限が短く、継続的に確保する必要があるという特徴があります。また、我が国では血液は、国民の善意による無償供血である献血のみにより供給されるものです。このような血液事業の特殊性に鑑み、安定供給の体制を確保、維持するため、計画的な献血が必要になります。このため、平成15年に血液法にて国が策定する献血推進計画には、我が国全体の献血により確保すべき血液の目標量や啓発活動等について規定し、都道府県は国が策定した計画を具体的実施するため、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）を策定することにより、地域の医療に不可欠な血液の供給に際しては、都道府県においても献血についての住民の理解と採血事業者による献血の受け入れの円滑な実施のため必要な措置を講じることとしております。

都道府県は県計画を策定・明示することで、適切な時期に必要な施策を計画的に実施することができ、また、採血事業者、医療関係者、ボランティア団体等献血協力団体や住民に対し都道府県の施策を明示することで、容易に協力を得られるなど、献血の推進及び血液の安定供給につながるものです。

もし、献血推進に関する計画を設定していない場合、計画的な献血推進施策を献血協力団体や住民の協力が得られないなど、効果的な献血推進が難しくなり、血液の安定供給の支障を来すこととなります。

また、都道府県において県計画を策定することで、献血推進施策の進捗状況を確認・評価及び見直しを行うことで血液行政の透明性の確保及び適正な運営の確保につながります。したがって、以上の理由から国計画を具体化する県計画は必要です。

なお、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、県計画とは別の計画を作成しているなど他の計画を別途作成している場合、当該計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とするなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和3年度末までに検討予定です。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和

提案団体

津久見市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の薬を患者に提供できるよう規制を緩和する。

具体的な支障事例

当市の離島部の診療所については、診療所の院長、看護師などが週4日、本土より定期船で通い、島在住の看護師を含めた体制で診療を行っている。  
荒天等において、医師が渡島できないときの診療体制を確保するため、令和2年10月より、本土の当市内の病院からオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、当該診療所で運用を開始した。  
しかしながら、医師が本土の当市内の病院からオンライン診療を実施することになるため、当該診療所内に医師が不在となり、薬剤師法第19条(調剤)及び第22条(調剤の場所)による制限のため診療所内に在庫している薬剤を患者に提供できない事案が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

オンライン診療で診療所内に医師が不在の場合でも、診療所内に在庫している薬剤の提供が可能になれば、薬剤を配送する時間と配送経費の削減が可能になり、離島等のへき地住民の利便性向上、負担軽減及び医療の確保を図ることができる。また、オンライン服薬指導との併用へと発展できれば、へき地であっても医師・薬剤師双方から遅れなく医療サービスを受けることが可能になる。

オンライン診療時でも、当該診療所に看護師が常駐していれば、医師又は薬剤師が映像を介して看護師に指示を行い、薬剤の最終的な確認を行えば差し支えないのではと考えている。なお、安全性の確保及び看護師の負担軽減のため、提供できる薬の種類や、特例の適用の範囲は限定すべきと考える。

新型コロナウイルス感染拡大防止や、台風等の自然災害が物流に与える影響を回避する点からも、オンライン診療のさらなる活用と普及が期待される。

へき地における医療機能を維持するためには、自然災害や人員不足等、多くのリスクを抱えていることも事実であり、特例的に規制緩和をいただくことで、より柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

薬剤師法第19条、第22条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高松市、高知県、大分県、宮崎県

○当県ではオンライン診療の導入促進に向け、よりの確な診断が可能となるよう、電子版かかりつけ連携手帳と連動したアプリの開発を進めており、制度の普及・促進に資する規制緩和については大いに賛同するところである。

## 各府省からの第1次回答

調剤は、専門的な薬学的知見を有する薬剤師が、実際の医薬品の品質や、その種類等に間違いがないことを直接確認しながら取り揃えや計量、混合等の調製を行う必要があるため、薬剤師法第19条において、薬剤師でない者が調剤してはならないとされている。また、同条ただし書きにおいて、一定の条件下で、例外的に医師が自己の処方箋により自ら調剤するときはこの限りではないとされている。本件においては、離島部の診療所において医師が自己の処方箋により自ら調剤を行う必要があり、看護師が当該診療所で調剤を行うことはできない。このような離島等の医薬品供給体制は、地域の薬剤師会等の協力により、医師が不在の間、当該診療所に薬剤師を派遣するなどの対応をまず検討することが重要であり、大分県の薬務主管課や大分県薬剤師会等と相談しながら進めていくことが適当と考える。

例えば、医師が不在の当該診療所に来所した患者に対し、本土の医療機関から、当該診療所に従事する医師がオンライン診療を行う場合において、その医師の処方に基づき、当該診療所に薬剤師を従事させ、当該薬剤師が調剤して患者に薬剤を交付することは可能である。また、その医師の処方箋により薬局においてオンライン服薬指導を行い、調剤された薬剤を、当該患者の居宅等に配送することも可能である。この場合において、一定の条件の下で、当該薬剤をドローンを用いて配送することも可能である。（参考：「ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて」（令和3年6月22日付け薬生総発第0622第2号・医政総発0622第3号））